

# 障害児通所支援事業所における障害児の安全確保 及び送迎車両の安全管理の徹底について

## (1) 概要

近年の、送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案等を踏まえ、国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」が改正にされ、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に対し、安全計画の策定を始めとする「児童の安全の確保」が義務付けられることとなりました。

また、令和4年9月に静岡県の認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ亡くなる事案が起きたことから、国において、同年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられました。同プランを受け関係省令が改正され、令和5年4月1日より、障害児通所支援事業者に対し、児童の所在確認と安全装置の装備が義務付けられることとなりました。

(本市においても、同省令に鑑み条例を改正し、令和5年4月1日から市内事業者についても安全計画の策定及び安全装置等の設置が義務となっています。)

義務付けの内容は次のとおりですので、よく確認いただき、障害児の安全管理の徹底にご対応をお願いいたします。

## (2) 障害児の安全の確保に関する計画の策定等

<義務付けの内容>

次の事項が義務化されます。(送迎の有無にかかわらず、全事業者が義務付けの対象です。)

①障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定すること。

②安全計画について従業者に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。

③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

④安全計画は定期的に見直しをすること。

<施行日>

令和5年4月1日（経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務となります。経過措置を活用し、令和5年度中に作成してください。）

### （3）自動車を運行する場合の所在の確認

<義務付けの内容>

障害児の事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。

<施行日>

令和5年4月1日（他の基準と異なり経過措置はありませんのでご注意ください。）

### （4）送迎車両への安全装置の設置

<義務付けの内容>

障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（ブザー等）を備え、当該装置により、障害児の所在を確認すること。

<ブザー等の設置が義務となる自動車>

ブザー等の設置が義務となる自動車は、原則、日常的に運行する通所を目的とした自動車のうち、座席が3列以上（運転席+2列以上）の自動車です。利用の態様によっては、義務とならない場合もありますので、別添のイメージ図をご確認ください。

<設置するブザー等>

ブザー等は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものを設置してください。

<施行日>

令和5年4月1日

経過措置により、令和6年3月31日までの間は、ブザー等の設置に代わる措置（所在確認を促すチェックシート、所在確認を行ったことを記録する書面を備える等）を講じ、障害児の所在の確認を行うことでブザー等の設置を不要とすることができますが、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めてください。